

令和2年度の任意継続被保険者標準報酬月額の基本となる標準報酬月額を決定するにあたり、健康保険法第47条第2号の規定による月額は下記のとおりとなったことを公告します。

記

標準報酬月額	令和元年9月30日現在の 全被保険者の平均標準報酬月額 (法第47条第2号)
380,000円	389,176円

令和2年1月6日

管工業健康保険組合
理事長 篠原直男